

# 令和 2 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	3
2. 主税局における活用状況	5
3. 関税局における活用状況	8
4. 理財局における活用状況	10

# 政策評価の活用及び根拠法令

## 〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法3条及び4条）

## 〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画）
  
- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
  - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
  - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
  - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用  
租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
  - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
  
- (3) 財務省政策評価懇談会（3月）で、上記のそれぞれの活用状況について説明  
また、予算編成におけるPDCAサイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）（平成13年6月29日法律第86号）

#### 第四条（政策評価の結果の取扱い）

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

- 政策評価に関する基本方針（抄）（平成17年12月16日閣議決定）  
（平成19年3月30日一部変更）  
（平成22年5月25日一部変更）  
（平成27年3月24日一部変更）  
（平成29年7月28日一部変更）

#### 7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 政策評価に関する基本計画（抄）（平成30年3月策定）  
（平成31年3月28日一部改正）

#### 第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

##### 第2節 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努めるものとする。

## 1. 主計局における活用状況

# 政策評価の結果の反映状況

・ 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の効率性の検証を行うなど、予算に的確に反映。

## ◆ 主な反映事例

### 農林水産省

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等（うち、農の雇用事業）

【反映額：▲ 3 億円】

#### <事業の概要>

農業を目指す若者に対する支援メニューの1つとして、農業法人等に就職した49歳以下の者に対する研修経費として、年間最大120万円を最長2年間助成する。

#### <農林水産省における政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】  
 <目標>  
 令和5年度までに40代以下の農業従事者数を40万人とする。

<実績>（ ）内は年度目標  
 平成27年度：31.8万人（33.8万人）  
 平成28年度：32.6万人（34.7万人）  
 平成29年度：33.4万人（35.6万人）

【政策評価結果のポイント】  
 成果目標に掲げた年度ごとの農業従事者数を達成できていない状況が続いている。



#### <予算への反映の方向性>

持続可能な担い手の育成・確保を図るためには、農業法人等において、他産業に劣後しない働きやすい労働環境を整備し、農業を魅力ある産業にすることが必要であるため、自ら労働環境の整備に取り組む農業法人等を増加させていく。



#### <具体的な反映内容>

労働環境を向上させる取組を助成の要件とし、労働環境整備に取り組む農業法人等への支援に重点化を図った。

### 文部科学省

安全・安心の確保に関する課題への対応（うち、活断層調査の総合的推進）【反映額：▲ 0.5 億円】

#### <事業の概要>

全国の活断層の評価を行うために、現状では十分に評価できていない活断層の調査や、発災時に甚大な被害をもたらすリスクのある活断層の評価のための新たな手法の開発を通じた調査手法の高度化を図る。

#### <文部科学省における政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】  
 長期評価を行った断層帯数【累積値】

<目標>  
 平成29年度：86  
 平成30年度：105

<実績>  
 平成29年度：89  
 平成30年度：111

【政策評価結果のポイント】  
 国民の生命及び財産を守るため、各研究において着実に研究成果を上げていくことで、自然災害の観測・予測の高精度化に資する研究及び社会実装を見据えた防災対策研究を推進する。



#### <予算への反映の方向性>

引き続き、地震の観測・予測の高精度化のための調査研究を実施していくが、長期評価を行った断層帯数が着実に増加しており、これによって蓄積された知見を活用することにより、事業の効率化を図る。



#### <具体的な反映内容>

長期評価によって蓄積された知見を活用可能な調査研究に係る経費を削減する一方で、現状では十分に評価できていない活断層等の調査手法の高度化に要する経費については所要額を措置した。

（計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。）

## 2. 主税局における活用状況

## 令和2年度税制改正における政策評価等の活用について

○ 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価(事前評価)を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。

○ 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。

⇒ 税制改正プロセスでは、総務省による政策評価の点検結果や、財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。

令和2年度税制改正では、法人税関係租税特別措置(33項目)の見直しを行い、その大宗について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

### <主な事例①>

#### ◆ 金属鉱業等鉱害防止準備金制度

#### 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(抜粋) (令和元年11月 総務省行政評価局)

- **過去・将来の適用数が10件未満と僅少※である租税特別措置等について、達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。** ※対象事業等の一部の適用数が10件未満のものも含む

#### 《経産02》 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税)

【措置の内容】 金属鉱山等の杭道等の使用終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、鉱害防止積立金について、損金算入を認める制度

#### 達成目標

##### 【評価書の記述】

産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。

##### 【過去・将来の適用数】(昭和49年度創設)

	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
適用数(件)	8	5	10	10	11	11

##### 【評価書の記述】

制度創設(昭和49年度)以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もなお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。

##### 【補足説明】

鉱害防止積立金制度創設(昭和49年度)以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少しております。他方で、現在もなお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております。

⇒ 総務省の指摘を踏まえ、措置の必要性などの精査を行った結果、**所要の経過措置を講じた上で、廃止。**

<主な事例②>

◆航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（抜粋）（令和元年11月 総務省行政評価局）

- 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の過去又は将来の実現状況（効果）についても定量的に把握・予測されていない。

《国交08》航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

【措置の内容】 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい区域内にある土地等を、当該区域外の土地等と買換え等をした場合、譲渡益について課税の繰延べを認める制度

達成目標と効果がいずれも定性的

達成目標

(注)

【評価書の記述】

航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。

- ① 成田国際空港以外の特定飛行場  
飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件(うち、法人約420件)の移転をできる限り促進する。
- ② 成田国際空港  
成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件(うち、法人約30件)の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する。

将来の実現状況（効果）

【評価書の記述】

第2種区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律)及び航空機騒音障害防止特別地区(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法)には、いまだ移転対象となる居住者が多数残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。

(注) 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点については、別途指摘している。

⇒ 総務省の指摘も踏まえ、政策効果の精査を行った上で、早期の移転を促進する観点から、課税繰延割合を一部引き下げ。

### 3. 関税局における活用状況

# 令和2年度関税改正における政策評価の活用

## 政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、要望措置の必要性、要望措置による効果・妥当性等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

## 具体的な事例

- 関税改正要望：航空機部分品等の免税制度の適用期限の延長〈経済産業省〉

### 政策評価の内容等

#### 《政策目的》

- ・ 国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化。

#### 《要望措置の必要性等》

- ・ 航空宇宙産業は、市場規模の大幅な成長が見込まれる産業であり、その部材・素材の高度化等は他産業への技術的波及効果をもたらし、我が国経済の成長の基盤となっていることから、国内航空宇宙産業に対して積極的な支援を講じているところ。
- ・ 航空機部分品等の免税制度を利用した輸入部分品の調達コストの低減は航空機等の開発費の低減に直接資するものであり、グローバル競争に向けた競争力強化につながっている。
- ・ 航空機部分品等の免税制度を利用した輸入額は654億円（平成28年度）、619億円（平成29年度）、729億円（平成30年度）であり、本制度は安定的に利用されている。

#### 《検討》

- ・ 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、航空機産業・宇宙ビジネス産業の拡大を図るべくH3ロケットの開発等の着実な推進を行うこととされているほか、経済産業省の政策評価書においても、宇宙分野等の幅広い産業に影響をもたらす個別産業への支援を行うこととされていることから、本制度は、政策目的の達成に効果的・効率的に寄与する手段であると考えられる。

### 検討結果

令和2年度関税改正において、航空機部分品等の免税制度の適用期限を3年間延長することとした。

## 4. 理財局における活用状況

# 令和2年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

## ◆ 主な活用事例

### 《株式会社農林漁業成長産業化支援機構》

- 6次産業化等の取組に対する出融資事業

#### ＜施策の概要＞

- 農林水産物等を生かした新たな事業分野を開拓する事業活動等に取り組む6次産業化事業体等を支援するため出融資を行う。

#### ＜要求省庁・機関における政策評価＞

##### ① 政策的必要性

農林漁業者等による6次産業化等の取組に対して、出資等を行い、農林漁業の成長産業化を総合的に支援する必要がある。

##### ② 民業補完性

機構による事業者への出資比率は、支援基準において原則50%以下とされ、民間事業者等と協調した資金供給が行われる仕組みとなっているほか、機構による出資が民間資金の呼び水となる効果も期待されており、民業補完性は確保されている。

##### ③ 有効性

6次産業化に取り組む事業者等に対する出資や経営に関する様々なアドバイスを行うことを通じて、食品等のブランド化や販路拡大等に貢献している。

また、平成31年4月には、新経済・財政再生計画改革工程表2018（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）を踏まえた新たな投資計画を策定・公表し、令和2年3月末には110億円の目標<sup>(注)</sup>を設定しており、収益の確保に向けて更なる出資の拡大が見込まれる。

(注) 投資目標：110億円（上期：33億円）

##### ④ その他（財務の健全性への影響等）

機構が出資決定する際は、国が定めた支援基準に従っているほか、出資後も経営支援を行うなど、採算性を確保する執行体制となっている。



### <理財局における政策評価>

政策的必要性（①）については、機構が行う投資は、現状では民間事業者等からの十分な資金供給が行われていない農林漁業者等による6次産業化等の取組に対し、機構からの資金供給を「呼び水」とすることで、民間事業者等の積極的な投資を促すことを目的としており、認められる。

民業補完性（②）については、機構の支援基準において、民間事業者等との協調投資を規定し、これまでの投資実績についても、機構の投資決定 398 億円に対し民間資金 450 億円（投資決定ベース）と民間資金も十分に活用されており、政策目的である呼び水効果の発揮も認められる。

有効性等（③、④）については、平成 31 年 4 月に策定・公表した投資計画の上期（9 月末）の進捗状況をフォローアップしたところ、投資目標が未達成（目標 33 億円→実績 16 億円）であったこと等から、財政制度等審議会財政投融资分科会においても、今後の業務運営等の抜本的な見直しが必要との意見が出された。



### <政策評価の結果>

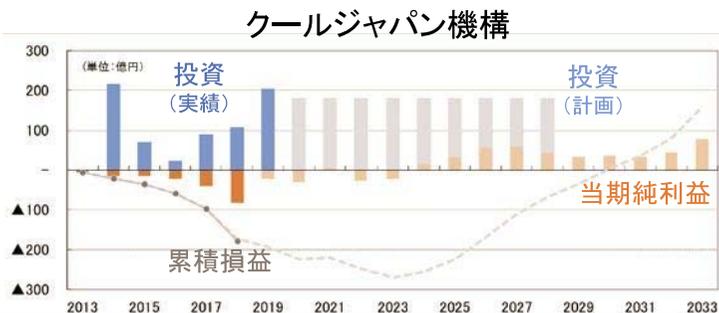
農林水産省は、事業の進捗や機構の財務状況等も踏まえ、令和 2 年度の財政投融资の要求（産業投資 115 億円）を取り下げることとし、機構については、令和 3 年度以降は新たな出資決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針を示した。

# 報告書「今後の産業投資について」への対応状況

## 改革工程表に基づく取組みを踏まえた財投計画編成

- 平成31年4月、累積損失の大きい4ファンド(A-FIVE、クールジャパン機構等)は、「改革工程表2018」(平成30年12月)に基づき、累積損失解消に向けた投資計画を策定・公表し、財投分科会に報告。
- 財投分科会の報告書「今後の産業投資について」(令和元年6月)等を踏まえ、令和元年11月、4ファンドの投資計画をフォローアップしたところ、A-FIVEは計画未達となった一方、その他の3ファンドは計画を達成。これを踏まえ、令和2年度財投計画においては、各ファンドの要求に対して以下の通り対応。

＜各ファンドの投資計画の上半期の進捗状況＞



(注) 投資計画は年度ベースの計数

- A-FIVEに係る令和2年度の財投要求は取り下げ。令和3年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が農林水産省より示された。

- 計画を達成した3ファンドについては、令和2年度の投資見込み額を精査した上で所要の計画額を措置。

(注) 各ファンドに対する実際の産業投資の実行については、各ファンドの投資状況を踏まえ判断。

財投計画(産投)の概要

	元年度 当初計画	2年度 当初要求	2年度 当初計画		累積損益 (H31/3時点)
			(対当初計画)		
A-FIVE	-	115	-	-	▲ 92
クールジャパン機構	170	400	230	60	▲ 179
海外交通・都市開発事業支援機構	606	790	604	▲ 2	▲ 64
海外通信・放送・郵便事業支援機構	267	450	266	▲ 1	▲ 32

- 4ファンドについては、引き続き、改革工程表に基づき、毎年度、計画の進捗状況の検証を行う予定。